

ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業（二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金） 公募要領【令和3年度・五次公募】

2022年2月

一般財団法人 環境イノベーション情報機構

はじめに

一般財団法人 環境イノベーション情報機構（以下「機構」という）では環境省から令和 3 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（PPA 活用など再エネ価格低減等を通じた地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業）の執行団体として環境省より決定を受けたことを踏まえ、オンサイト PPA モデル等による自家消費型の太陽光発電設備や動く蓄電池としての電気自動車を含む蓄電池等を導入する事業に対する補助金（二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業）。以下「本補助金」という）を交付する事業を実施します。

本補助金で対象となる事業や応募に必要な書類などを本公募要領に記載しているので、Q&A と併せて熟読した上でご応募ください。

公募期間内に応募に必要な書類を提出して、補助事業者として採択された場合、「令和 3 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（PPA 活用など再エネ価格低減等を通じた地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業（ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業）交付規程」（以下「交付規程」という）に従って補助事業を実施していただくことになります。

※「ストレージパリティ」とは、蓄電池を導入しないよりも蓄電池を導入した方が経済的メリットのある状態（蓄電池の導入にかかる費用よりランニングコスト削減額の合計が上回ることなど）を指します。

補助金の申請にあたっての注意点

本補助金は公的な国庫補助金を財源としているため、社会的にその適正な執行が強く求められており、当然ながら機構としても厳正に補助金の執行を行うとともに、虚偽の申請や不正行為に対しては厳正に対処します。

本補助金に応募をする方、採択されて補助金の交付を受ける方は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年 8 月 27 日法律第 179 号。以下「補助金適正化法」という）および交付規程をよく理解した上で、以下の点について十分認識し、補助金の申請に関する全ての手続きを適正に行っていただきますようお願いいたします。

- ① 補助金に関係する全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- ② 虚偽の申請や不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付の決定の取り消しを行うとともに、支払い済みの補助金のうち、取り消し対象となった額を返還していただくことになります。
- ③ 補助金に係る不正行為に対しては、補助金適正化法第 29 条から第 33 条において、刑事罰等を科す旨が規定されています。
- ④ 機構が補助金の交付の決定を通知する前に発注、契約をした経費については、補助金の交付の対象とはなりません。
- ⑤ 採択時に採択する事業者の名称、法人番号などを機構のウェブサイトで公表する予定です。あらかじめご了承ください。
- ⑥ 設備の設置や電力の供給など、補助事業の実施にあたっては各種法令、基準等を遵守してください。
- ⑦ 補助金で取得または効用の増加した財産（以下「取得財産等」という）を当該取得財産等の処分制限期間（法定耐用年数期間）内に補助金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸し付け、担保提供、または取り壊し（廃棄を含む）を行おうとするときは、事前に処分内容などについて機構の承認を受けなければなりません。その際、補助金の返還が発生する場合があります。機構は必要に応じて取得財産等の管理状況などについて調査をすることがあります。
- ⑧ 補助事業に係る資料（補助金の申請書類、機構が通知した文書、経理に係る帳簿、補助事業の実施に関する全ての書類）は、補助事業の完了（中止または廃止の承認を受けた場合を含む）の日の属する年度の終了後 5 年間、いつでも閲覧できるように保存しておく必要があります。
- ⑨ 補助事業の実施期間（補助対象設備の法定耐用年数期間）において補助事業の効果が発現していないと判断される場合（CO₂ の排出削減量や停電時に必要な電力の供給が交付申請書や完了実績報告書の記載どおりに履行できなかった場合など）、事業内容の見直しや補助金の返還などの対応を求める場合があります。
- ⑩ 補助金の支払いを受けた後、会計検査院による実地検査などが行われる場合があります。会計検査院による実地検査などの対象となった場合、補助事業者として誠実に対応するようお願いいたします。

目次

| | |
|---|-----------|
| 1. 対象となる事業 | 1 |
| 1.1. 補助事業の名称 | 1 |
| 1.2. 補助事業の目的 | 1 |
| 1.3. 補助事業の要件 | 1 |
| 1.4. 補助金の申請者の要件..... | 2 |
| 1.5. 補助対象設備の要件 | 3 |
| 1.5.1. 太陽光発電設備（太陽光発電設備のみで申請可） | 3 |
| 1.5.2. 上記に付帯する設備（1）定置用蓄電池（既設の太陽光発電設備の有無に関わらず、定置用蓄電池のみでの申請は不可） | 3 |
| 1.5.3. （2）車載型蓄電池（車載型蓄電池のみでの申請は不可） | 6 |
| 1.5.4. （3）充放電設備（充放電設備のみでの申請は不可） | 6 |
| 1.5.5. （4）その他、補助対象となる設備を運用する上で直接必要な付帯設備等..... | 6 |
| 1.6. 補助対象設備の法定耐用年数期間（処分制限期間） | 6 |
| 1.7. 補助事業の期間 | 7 |
| 1.7.1. 単年度事業..... | 7 |
| 1.7.2. 複数年度事業 | 7 |
| 1.8. 補助金の交付額の算定方法 | 7 |
| 1.9. 補助対象経費 | 7 |
| 1.10. 補助事業における利益等排除..... | 7 |
| 1.11. 消費税の取り扱い..... | 8 |
| 1.12. 「オンサイト PPA モデル」での申請 | 8 |
| 1.13. 「その他の PPA モデル」での申請 | 9 |
| 1.14. 「自己所有」での申請..... | 9 |
| 1.15. 「ファイナンスリース契約」での申請 | 9 |
| 1.16. 太陽光発電設備等の使用の中断 | 9 |
| 1.17. 太陽光発電設備等の移転..... | 9 |
| 1.18. 本補助事業で対象となる公共施設 | 10 |
| 1.19. 応募申請書の審査における主な評価ポイント | 10 |
| 2. 応募に必要な書類等 | 11 |
| 2.1. 応募に必要な書類..... | 11 |
| 2.1.1. 〈全体的な注意事項〉 | 11 |
| 2.1.2. 〈A. 応募申請書〉 | 11 |
| 2.1.3. 〈B. 実施計画書〉 | 12 |
| 2.1.4. 〈C. 経費関係書類〉 | 17 |
| 2.1.5. 〈D. その他資料〉 | 20 |
| 2.1.6. 関連資料..... | 22 |
| 2.2. 提出方法 | 23 |
| 3. 補助事業の流れ | 24 |
| 3.1. 補助事業の全体スケジュール..... | 24 |

| | | |
|-----------|--|-----------|
| 3.2. | (1) 公募期間 | 25 |
| 3.3. | (2) 応募申請書の提出・審査、採択（内示）・不採択..... | 25 |
| 3.4. | (3) 交付申請書の提出・審査、交付決定（正式決定） | 25 |
| 3.5. | (4) 補助事業の実施、検収・支払い..... | 25 |
| 3.6. | (4') 補助事業の計画変更、代表者の変更など | 26 |
| 3.7. | (5) 完了実績報告書の提出・審査、現地調査、補助金の額の確定、補助金の支払い..... | 26 |
| 3.8. | (6) 事業報告書の提出 | 26 |
| 3.9. | (6') 二酸化炭素削減効果等の把握および情報提供 | 27 |
| 4. | 問い合わせ先..... | 28 |
| 5. | 別表第 1..... | 29 |
| 6. | 別表第 2..... | 30 |
| 7. | 別表第 3..... | 32 |
| 8. | 【補足】補助金に係る消費税等の仕入控除について | 33 |
| 8.1. | 補助対象経費区分ごとの計算方法 | 33 |
| 8.2. | 補助対象経費から消費税等相当額を除外しないことができる場合..... | 33 |

1. 対象となる事業

1.1. 補助事業の名称

本補助金の交付の対象となる事業は別表第 1 に掲げるものとする。

ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業（企業等の需要家の実情に応じて停電時にも必要な電力を供給できる機能を有した自家消費型太陽光発電設備や車載型蓄電池、定置用蓄電池等の導入を行う事業）

本補助事業で対象となる「自家消費型太陽光発電設備」とは、太陽光発電設備により発電した電力を主として需要家の対象施設（オンサイト）において自家消費することを目的とした設備を指す。

- ※ 本補助事業における「需要家」は、対象施設で太陽光発電設備の発電電力を実際に消費する主体を指している。
- ※ 対象施設での自家消費を目的とせず、売電を目的とした申請は対象外とする。
- ※ 対象施設から離れた場所に太陽光発電設備を設置するなどして、一般電気事業者が維持・運用する送配電ネットワークを介して自己託送を行うオフサイト型の太陽光発電設備は対象外とする。 ※Q&A も参照のこと

1.2. 補助事業の目的

本補助事業は、オンサイト PPA モデル等による自家消費型の太陽光発電設備や動く蓄電池としての電気自動車を含む蓄電池等を導入する事業に要する経費の一部を補助することにより、価格低減を図りつつ、地域の再エネ主力化とレジリエンス向上を図り、2050 年カーボンニュートラルなグリーン社会の実現を強力に推進することを目的としている。

1.3. 補助事業の要件

本補助金の交付の対象となる事業は以下の要件を全て満たす必要がある。

- A) 平時において導入施設（オンサイト）で自家消費することを目的に、かつ停電時にも必要な電力を供給できる機能を有した太陽光発電設備等を導入すること
- B) 【「オンサイト PPA モデル」による申請の場合】需要家と PPA 事業者との契約で補助金額の 5 分の 4 以上がサービス料金の低減等により需要家に還元されるものであること
- C) 【「ファイナンスリース契約」による申請の場合】需要家とリース事業者との契約で補助金額相当分がリース料金から控除されるものであること
- D) 戸建て住宅を除き、導入する太陽光発電設備の太陽電池出力が 10kW 以上であること（戸建て住宅は 10kW 未満でも 10kW 以上でも可）
- E) 本補助事業の実施により得られる環境価値を需要家に帰属させるものであること（環境価値を PPA 事業者やリース事業者に帰属させることは不可）

- F) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）に基づく固定価格買い取り制度（FIT）による売電を行わないものであること。また、令和 4 年度に運用開始が予定されている FIP (Feed in Premium) 制度の認定を取得しないものであること
- G) 申請時に、設備の設置場所、需要家および申請者を含む全ての補助事業者が確定していること
- H) 太陽光発電設備等の設置や電力供給等、補助事業の実施にあたっては、関係法令・基準等を遵守すること
- I) CO2 削減が図れるものであること
- ※ 需要地ごとに申請し、事業内容や経費内訳が明示されていること。異なる需要地を一件の申請とすることは不可。原則として、一件の申請につき需要家が単一であること
 - ※ 本公募要領に記載された「応募に必要な書類」のうち、提出が必要な書類を公募期間内に漏れなく提出すること。締め切り後の提出は受け付けない。
 - ※ 同一設備について国の補助金は併用不可
 - ※ 補助事業の審査に必要な期間（①応募申請書の審査期間：公募締め切り日から約 2 か月、②交付申請書の審査期間：申請書を提出してから約 1 か月、③完了実績報告書の提出期限：補助事業が完了した日から起算して 30 日を経過した日または 2023 年 1 月 13 日まで）を見込み、補助事業の実施期限（2022 年 12 月 28 日）までに補助事業が完了する計画になっていること
 - ※ 需要家が対象施設で電力を消費していることを電気料金の請求書などで確認できるものであること。新築の場合などは消費電力量の合理的な算定根拠が示されていること（設備の稼働状況が分からない段階で過大な想定をすることは不可）
 - ※ 本公募要領や Q&A に記載された事項に沿った申請であること

1.4. 補助金の申請者の要件

本補助金に応募し、交付を申請する者（代表申請者、共同申請者）は日本国内において事業活動を営んでおり、次のいずれかに該当する者であること

- (ア) 民間企業（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、信用金庫、相互会社、有限会社のほか、学校法人、医療法人、社会福祉法人、事業ごとに特別法の規定に基づき設立された協同組合などを含む）
- (イ) 青色申告を行っている個人事業主（確定申告書 B および所得税青色申告決算書の写しを提出できること）
- (ウ) 独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人
- (エ) 一般社団法人・一般財団法人および公益社団法人・公益財団法人
- (オ) 地方公共団体（代表申請者にはなれない。公共施設への太陽光発電設備の導入は「オンサイト PPA モデル」に限る。「自己所有」および「ファイナンスリース契約」は対象

外。ただし、同一施設において太陽光発電設備を導入する民間企業と共同申請をする場合、定置用蓄電池、車載型蓄電池、充放電設備を共同申請者として導入することは可)

(カ) 個人（代表申請者にはなれない。個人が所有する施設への太陽光発電設備の導入は「オンサイト PPA モデル」または「ファイナンスリース契約」に限る。「自己所有」は対象外。ただし、同一施設において太陽光発電設備を導入する民間企業と共同申請をする場合、定置用蓄電池、車載型蓄電池、充放電設備を共同申請者として導入することは可)

(キ) その他環境大臣の承認を経て機構が認める者

※ 代理・代行申請は受け付けない。

1.5. 補助対象設備の要件

1.5.1. 太陽光発電設備（太陽光発電設備のみで申請可）

- 平時において対象施設（オンサイト）で自家消費することを目的としたものであり、平時に使用するエネルギー量を考慮した適正な導入規模であること
- 太陽光発電設備の発電電力量などの計測機器を導入し、CO2 削減量の実績値を正確に把握できるものであること（計測機器を導入しない申請は不可）
- 停電時に対象施設に必要な電力を供給できる機能を有すること（ただし、蓄電池または非常用発電設備を併設し、停電時に対象施設に必要な電力を供給できる場合はその限りではない）
- FIT（固定価格買い取り制度）による売電は不可。また、令和 4 年度に運用開始が予定されている FIP (Feed in Premium) 制度の認定を取得しないこと
- 戸建て住宅を除き、太陽電池出力が 10kW 以上であること（戸建て住宅は 10kW 未満でも 10kW 以上でも可）
- 実証段階、中古、リユースの製品でないこと

※ 基準額の算定に用いる「太陽電池出力」は太陽電池モジュールの JIS などに基づく公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力の合計値の低い方を kW 単位で小数点以下を切り捨てた値とする。

1.5.2. 上記に付帯する設備

(1) 定置用蓄電池（既設の太陽光発電設備の有無に関わらず、定置用蓄電池のみでの申請は不可）

- 据置型（定置型）であること
- 本補助事業で導入する太陽光発電設備によって発電した電気を優先的に蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備であること。原則として、本補助事業で導入する太陽光発電設備による発電電力の自家消費率の向上に資するものであること。平時における充放電を前提とせず、停電時のみの使用は不可

- 停電時に対象施設に必要な電力を供給できるものであること。太陽光発電設備で自立運転機能付きのパワーコンディショナーを導入する場合、太陽光発電設備と組み合わせることで停電時に対象施設に必要な電力を供給できるものであること
 - 定置用蓄電池のみの補助対象経費（税抜）の kWh あたりの金額が目標価格以下の蓄電システムであること ※補助対象経費、補助対象外経費の考え方は Q&A を参照のこと
 〈産業用〉 2021 年度 産業用蓄電池 目標価格 21 万円/kWh（税抜・工事費込み）
 〈家庭用〉 2021 年度 家庭用蓄電池 目標価格 16.5 万円/kWh（税抜・工事費込み）
 - 【家庭用の蓄電池の場合】上記に加えて次の①～⑥を全て満たした上で、原則として申請時点で国の補助事業における補助対象機器として、一般社団法人 環境共創イニシアチブ（SII）により登録されている製品であること（登録されている製品は①～⑥を全て満たしているものと考えられる）
<https://sii.or.jp/zeh/battery/search/device#search>
- ① 蓄電池パッケージ：蓄電池部（初期実効容量 1.0kWh 以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること ※初期実効容量は、JEM 規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。
 ※システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること
 - ② 性能表示基準：初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。所定の表示は次のものをいう。
 - ・初期実効容量：製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量。使用者が独自に指定できない領域は含まない。算出方法については、一般社団法人 日本電機工業会 日本電機工業会規格「JEM1511 低圧蓄電システムの初期実効容量算出方法」を参照すること
 - ・定格出力：認証書に基づく系統側の定格出力を指定し、登録対象機器の添付書類に明記すること。定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位は W、kW、MW のいずれかとする。
 - ・出力可能時間の例示：A. 複数の運転モードをもち、各モードでの最大の連続出力 [W] と出力可能時間 [h] の積で規定される容量 [Wh] が全てのモードで同一でない場合、出力可能時間を代表的なモードで少なくとも一つ例示しなければならない。出力可能時間とは蓄電システムを指定した一定出力にて運転を維持できる時間とする。このときの出力の値は製造事業者指定の値でよい。 B. 購入設置者の機器選択を助ける情報として、代表的な出力における出力可能時間を例示することを認める。例示は出力と出力可能時間を表示すること。出力の単位は W、kW、MW のいずれかとする。出力可能時間の単位は分とし、出力可能時間が 10 分未満の場合は、1 分刻みで表示すること。出力可能時間が 10 分以上の場合は、5 分刻みの切り捨てとする。また、運転モード等により出力可能時間が異なる場合は、運転モード等を明確にすること。ただし、蓄電システムの運転にあたって、補器類の作動に外部からの電力が必要な蓄電システムについては、その電力の合計も併せて記載すること。単位は W、kW、MW のいずれかとする。
 - ・保有期間：補助金の支給を受けて対象システムを購入した場合、所有者（購入設置者）は、当該システムを法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図らなければならない。このことを登録対象機器の添付書類に明記し、所有者（購入設置者）へ注意喚起を

行うこと

・廃棄方法：使用済み蓄電池を適切に廃棄または回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記すること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記すること。【表示例】「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へご連絡ください」

・アフターサービス：国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記すること

③ 蓄電池部安全基準：○リチウムイオン蓄電池部の場合 蓄電池部が「JIS C8715-2」に準拠したものであること ※平成 28 年 3 月末までに、平成 26 年度（補正）定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証機関から「SBA S1101:2011（一般社団法人 電池工業会 発行）とその解説書」に基づく検査基準による認証がなされている場合、「JIS C8715-2」と同等の規格を満足した製品であるとみなす。 ○リチウムイオン蓄電池部以外の場合 蓄電池部が平成二十六年四月十四日消防庁告示第十号「蓄電池設備の基準第二の二」に記載の規格に準拠したものであること

④ 蓄電システム部安全基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）：蓄電システム部が「JIS C4412-1」または「JIS C4412-2」に準拠したものであること ※「JIS C4412-2」における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること ※平成 28 年 3 月末までに、平成 26 年度（補正）定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証機関から「蓄電システムの一般及び安全要求事項」に基づく検査基準による認証がなされている場合、「JIS C4412-1」または「JIS C4412-2」と同等の規格を満足した製品であると見なす。

⑤ 震災対策基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）：蓄電容量 10kWh 未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること ※第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB 制度に基づく国内認証機関（NCB）であること

⑥ 保証期間：メーカー保証およびサイクル試験による性能の双方が 10 年以上の蓄電システムであること ※蓄電システムの製造を製造事業者に委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。 ※当該機器製造事業者以外の保証（販売店保証等）は含めない。 ※メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。

● 実証段階、中古、リユース（家庭用）の製品でないこと。産業用はリユースの製品でも可

※ 蓄電池の区分（産業用・家庭用）は下記のとおり（需要家が法人か個人かに関係なく、製品単位で判断する。設置する台数によって区分が変わるわけではないので注意すること。

Q&A も参照のこと）

| 区分 | 蓄電システム 機器仕様 |
|-----|--------------|
| 産業用 | 4,800Ah・セル以上 |
| 家庭用 | 4,800Ah・セル未満 |

※ 基準額の算定に用いる「蓄電容量」は単電池の定格容量、単電池の公称電圧および使用す

る単電池の数の積で算出される蓄電池部の値で、kWh 単位で小数点第二位以下を切り捨てた値とする。「初期実効容量」ではないことに注意すること

- ※ 【太陽光発電設備の電力変換装置（パワーコンディショナー）が蓄電システムの電力変換装置と一体型の蓄電システム（以下「ハイブリッド」という）の場合】目標価格との比較において、ハイブリッド部分のうち蓄電システム以外の電力変換に寄与する部分（蓄電池システムに含まれる太陽光発電設備の電力変換装置）に係る経費分を控除することができる。ハイブリッド部分のうち蓄電システム以外の電力変換に寄与する部分（蓄電池システムに含まれる太陽光発電設備の電力変換装置）に係る経費を切り分けられない場合、当該電力変換装置の系統側の定格出力 1kW あたり 2 万円を太陽光発電設備の電力変換装置に相当する金額と見なして控除する（定格出力の kW 単位で小数点第二位以下は切り捨て）ことができる。
- ※ JEM 規格で定義された「初期実効容量（計算値と計測値のいずれか低い方）」が 1.0kWh 未満の蓄電システムは補助対象外とする。
- ※ 蓄電池部がリユースの場合、リユース蓄電池の蓄電池部は補助対象外となり、ボックスや配線などの材料費や工事費は補助対象となる。

1.5.3. (2) 車載型蓄電池（車載型蓄電池のみでの申請は不可）

- 「太陽光発電設備」および「充放電設備」と同時に導入する場合で、外部給電が可能な電気自動車（EV）またはプラグインハイブリッド自動車（PHV）であること（車載型蓄電池）
- 令和 3 年度経済産業省クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金（以下「CEV 補助金」という）の「補助対象車両一覧」の銘柄に限る。
http://www.cev-pc.or.jp/hojo/pdf/r03/R3_meigaragotojougen.pdf
- 中古品でないこと

1.5.4. (3) 充放電設備（充放電設備のみでの申請は不可）

- 「太陽光発電設備」および「車載型蓄電池」と同時に導入する場合で、平時において本補助事業で導入する「太陽光発電設備」からの電力が供給でき、「車載型蓄電池」に充電できるものであること
- 停電時に本補助事業で導入する「車載型蓄電池」から対象施設に電力の供給ができるものであること
- 令和 3 年度 CEV 補助金の「V2H 充放電設備」の「補助対象 V2H 充放電設備一覧」に限る。
http://www.cev-pc.or.jp/hojo/pdf/r03/R3_v2h_meigaragotojougen.pdf
- 中古品でないこと

1.5.5. (4) その他、補助対象となる設備を運用する上で直接必要な付帯設備等

1.6. 補助対象設備の法定耐用年数期間（処分制限期間）

- 補助対象設備の法定耐用年数期間（処分制限期間）は減価償却資産の耐用年数等に関する省令

(昭和40年大蔵省令第15号)の耐用年数表より該当する数値を用いること
<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=340M50000040015>

- 太陽光発電設備：17年…「電気業用設備」「その他の設備（主として金属製のもの）」
- 蓄電池：6年…「建物附属設備」「電気設備（照明設備を含む）」「蓄電池電源設備」
- 業種に基づく法定耐用年数期間を用いる場合は、申請書に根拠資料を添付し、該当箇所を赤枠で囲うかマーカーを塗るなどして根拠を明示すること。根拠の妥当性について税理士などに確認すること

1.7. 補助事業の期間

1.7.1. 単年度事業

- 本補助事業の期間は単年度とする。
 - 事業開始日：交付決定日 ※補助対象設備の発注、契約は必ず交付決定日以降に行うこと
 - 事業完了日：原則として、導入する全ての補助対象設備の引き渡し（検収）が完了し、支払いが完了した日（2022年12月28日まで）

1.7.2. 複数年度事業

- 本公募において、複数年度事業の申請は受け付けない。

1.8. 補助金の交付額の算定方法

補助金の交付額の算定方法は別表第1の第4欄「交付額の算定方法」を参照のこと

1.9. 補助対象経費

補助対象経費は別表第2に掲げる、補助事業を行うために直接必要で、エネルギー起源CO₂の排出削減に直接資する経費であり、そのことを証明できるものに限る。

付帯設備の補助対象の範囲は、エネルギー起源CO₂の排出削減に直接資する設備（補助対象設備）の適切な稼働に直接必要なものであって、必要最小限度のものに限られる。 ※具体例はQ&Aを参照のこと

原則として補助対象となる経費で本補助事業が成立する必要がある、補助事業の実施に必要な設備の費用に加えて、その設置の費用なども補助対象経費として計上する必要がある。例えば、太陽光パネルとパワーコンディショナーの購入費のみを補助対象経費とするなどといった申請は認められない。

1.10. 補助事業における利益等排除

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者（代表申請者、共同申請者）の自社製品の調達などに係る経費がある場合、補助対象経費に補助事業者自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上、ふさわしくないと考えられる。そのため、補助事業者自身から調達などを行う

場合は、原価（当該調達品の製造原価など）をもって補助対象経費に計上する必要がある。

次のうち、(1)のみが本補助事業における利益等排除の対象となる。

- (1) 補助事業者自身
- (2) 100%同一の資本に属するグループ企業
- (3) 補助事業者の関係会社

補助事業者の業種などにより製造原価を算出することが困難な場合は、その根拠となる資料を提出することを条件に、他の合理的な説明をもって原価として認められる場合がある。

補助事業者（代表申請者、共同申請者）が自社で工事を行う場合（PPA 事業者が本補助事業の申請者であり、太陽光発電設備などの工事を請け負う場合など）、工事費などに補助事業者自身の利益が含まれていないことを申請書で示す必要がある。

1.11. 消費税の取り扱い

「【補足】補助金に係る消費税等の仕入控除について」を参照のこと

1.12. 「オンサイト PPA モデル」での申請

- 太陽光発電設備を「オンサイト PPA モデル」により導入する場合は「オンサイト PPA モデル」の区分で申請すること
 - 本補助事業における「オンサイト PPA モデル」とは、太陽光発電設備等の所有者等である発電事業者（PPA 事業者）が需要家の施設等に太陽光発電設備等を当該発電事業者の費用により設置し、所有・維持管理等（維持管理を当該需要家が行う場合を含む）をした上で、当該太陽光発電設備等から発電された電力を当該需要家に供給する契約方式をいう。
- 需要家と PPA 事業者との契約で補助金額の 5 分の 4 以上がサービス料金の低減等により需要家に還元されるものであり、補助事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類（需要家と PPA 事業者との契約書、覚書など）の提出を交付の条件とする。
- 【リースバックなどにより補助事業を実施する場合】その旨を申請時の実施計画書に記載すること。補助対象設備の所有者も補助対象設備の法定耐用年数期間は財産処分制限の適用を受ける。
- 【PPA 契約期間満了後に需要家に対して設備譲渡を行う場合】その旨を申請時の実施計画書（需要家と PPA 事業者との契約書、覚書など）に記載し、当該事項について契約締結時に需要家に説明すること
- 【PPA 契約期間満了後に太陽光発電設備等の譲渡を受け、法定耐用年数期間経過後に当該太陽光発電設備等の廃棄を行う場合】当該譲渡を受けた者の責任において廃棄を行う必要があることに留意するとともに、その旨を需要家と PPA 事業者との契約書や覚書などに明記すること
- 補助対象設備の設置先の需要家に変更がある場合であっても、新たな需要家との間で本補

助事業によって設置した補助対象設備から継続して電力を供給する PPA 契約を締結する場合は、補助金の返還対象とはならないものとする。

1.13. 「その他の PPA モデル」での申請

- グループ内の子会社が PPA 事業者となり、親会社を需要家として PPA 契約を締結する場合などは「オンサイト PPA モデル」には該当しないが、「その他の PPA モデル」として申請できるものとする。
- 「その他の PPA モデル」の太陽光発電設備の基準額は「オンサイト PPA モデル」の金額が適用されず、「自己所有」や「ファイナンスリース契約」の金額と同じになるが、注意点や提出が必要な書類は「オンサイト PPA モデル」に準じるものとする。適宜読み替えること

1.14. 「自己所有」での申請

- 太陽光発電設備を「自己所有」（設備の買い取り）で導入する場合は「自己所有」の区分で申請すること

1.15. 「ファイナンスリース契約」での申請

- 太陽光発電設備を導入するための需要家とリース事業者との契約がファイナンスリースの場合は「ファイナンスリース契約」の区分で申請すること
- 「ファイナンスリース契約」で申請する場合、リース事業者を代表申請者かつ代表事業者とし、需要家を共同事業者とすること（需要家が補助対象設備の所有者とならない場合、共同申請者には該当しないものとする）
- リース料から補助金相当分が減額されていることおよび補助事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類（需要家とリース事業者との契約書、覚書など）の提出を交付の条件とする。

1.16. 太陽光発電設備等の使用の中断

需要家施設である店舗や工場などの廃止または改装に伴い、本補助事業により導入した設備の使用を中断する場合は、使用の再開の見込みのないまま設備が保管され続けることがないように、店舗や工場などの廃止または改装から 6 か月を目安に、補助事業者は使用の再開の見込みの時期および再開までの適切な管理などに関する計画について、機構に報告を行わなければならない。

1.17. 太陽光発電設備等の移転

本補助事業により導入した太陽光発電設備等を移転する場合、次の要件を全て満たす場合に限り、補助目的に反する「転用」にあらず、財産処分の手続きを要しないものとする。ただし、この場合であっても設備を移転する場合は事前に機構に報告を行うとともに、真にやむを得ない事情により移転する場合に限る。

- ①店舗や工場などの廃止または改装に伴う代替店舗や工場などへの移転であること
- ②補助金の交付申請者に変更がないこと

③補助対象設備の移転に伴う使用の中断の後、可及的速やかに使用が再開される、または上記「太陽光発電設備等の使用の中断」の計画について報告がなされるものであること

1.18. 本補助事業で対象となる公共施設

地域防災計画等により災害時に避難施設等として位置づけられた公共施設等で「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する避難施設等への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」の補助対象となり得る施設については、本補助事業の交付の対象外とする。

1.19. 応募申請書の審査における主な評価ポイント

(A) ストレージパリティの達成への取り組み

- 目標価格をクリアする定置用蓄電池の導入

(B) 二酸化炭素削減効果

- 設備導入による CO2 削減量 [t-CO2/年]
- 費用効率性（1t-CO2 削減あたりのコスト）

※ 太陽光発電設備の補助対象経費（税抜）のみ（定置用蓄電池などの補助対象経費（税抜）を除く）の費用効率性の上限は 32,000 [円/t-CO2] とする。同一条件で比較をするため、定置用蓄電池などを導入する場合でも太陽光発電設備のみの費用効率性を評価の対象とする予定

(C) 代表申請者・共同申請者・共同事業者の経営基盤

- 代表申請者・共同申請者・共同事業者、それぞれの経営の健全性、事業の継続性：直近の 3 決算期の貸借対照表および損益計算書における当期純利益・自己資本（純資産）・自己資本比率・流動比率など

※ 取得財産等は当該財産の法定耐用年数期間（処分制限期間）は補助金の交付の目的に沿って使用する必要があり、そのための健全な経営基盤を有することが求められる。

(D) RE100 などへの取組

- 再エネ 100%の電力調達、RE100 加盟など

(E) 発電電力量の一定割合（家庭用：30%以上、業務・産業用：50%以上）を自家消費すること

2. 応募に必要な書類等

2.1. 応募に必要な書類

次の A~D のうち、該当する書類を誤記や計算ミスがないことを十分確認した上で全て提出すること。書類の不備や不足があった場合、申請の不受理や不採択になる場合がある。

2.1.1. 〈全体的な注意事項〉

- 複数の需要地を申請する場合、必ず需要地ごとに申請書を作成すること。異なる需要地を一件の申請にした場合、審査の対象外とする。Q&A も参照のこと
- 様式は「令和 3 年度・五次公募」の応募申請用の Excel・PowerPoint・Word ファイルを必ず使用すること。様式の Excel・PowerPoint・Word ファイルを PDF ファイルに変換して提出しないこと。異なる様式を用いたり、PDF ファイルに変換したりして提出された場合、審査の対象外とする。
- 根拠資料は様式に記入した情報と対応する箇所を赤枠で囲うかマーカーで塗るなどし、該当箇所を分かりやすく示すこと
- 根拠資料は電子ファイルの名称を「B-3 根拠資料●●●●」などとして、分かりやすく示すこと。根拠資料の不明な申請は事業要件を満たさない申請と判断する場合がある。
- 様式の Excel の各シートは絶対に削除したり名称を変更したりしないこと。例外として、記入例のシートのみ削除可
- 様式の Excel の全てのシートについて、左上の A1 セル（保護がかかっているシートは選択可能なセルのうち、一番左上のセル）を選択した状態で保存して提出すること。確認がしづらいので、ページ途中のセルを選択した状態で保存したものを提出しないこと
- 英数字は原則として半角とし、k（キロ）・h（アワー）は小文字、W（ワット）は大文字でそれぞれ記入すること
- 提出する書類は文字が鮮明に読めるものであること。コピーやスキャンを取る際、文字が不鮮明になったり、ゆがんだりしないように注意すること

2.1.2. 〈A. 応募申請書〉

A-1 様式第 1 応募申請書

- 補助事業を 2 者以上で実施する場合は、補助金の交付の対象になり得る事業者のうち、補助金の交付を受ける事業者を代表申請者とし、それ以外の事業者を共同申請者とする（申請後の変更は不可）。需要家は共同事業者とすること（共同事業者は A-1 への記入は不要） ※代表申請者、共同申請者、代表事業者、共同事業者の考え方は本公募要領のほか、B-9「事業の実施体制表」の記入例なども参照のこと
- 【複数の権利者によって共同所有されている建物について申請を行う場合】「オンサイト PPA モデル」または「ファイナンスリース契約」の場合、原則として所有者全員を共同

事業者（需要家）として申請すること。「自己所有」の場合、原則として所有者のうち一人を代表申請者とし、残る全員を共同申請者として申請すること

- 【複数の権利者によって区分所有されている建物について申請を行う場合】「オンサイト PPA モデル」または「ファイナンスリース契約」の場合、区分所有者および議決権の各 4 分の 3 以上の賛成を得た上で、規約と補助事業に関する集会の決議書を提出し、管理組合を共同事業者（需要家）として申請すること。「自己所有」の場合、区分所有者および議決権の各 4 分の 3 以上の賛成を得た上で、規約と補助事業に関する集会の決議書を提出し、管理組合を代表申請者として申請すること
- 【押印を省略する場合】押印省略の代替措置として、「本件責任者および担当者の氏名、連絡先等」には代表申請者の情報を記入すること（個人の場合、1. 責任者と 2. 担当者の欄には同じ情報を記入すること。他の様式についても同様）。機構からの連絡や採択・不採択通知などは基本的に代表申請者の「担当者」の欄に記載された電話番号やメールアドレスを行う。間違った情報が記載されていると、採択・不採択通知が送れないので、十分確認をし、メールアドレスは送信テストをした上で記入すること（一文字でも間違っていると送信できない）
- 【個人事業主または個人の場合】印鑑証明書の原本および住民表の原本（いずれも発行後 3 か月以内のもの）を添付すること

A-2 提出書類チェックリスト

- 内容を十分確認した上で、チェックを付けること
- 該当しない項目に誤ってチェックを付けないこと
- 「備考」欄には適宜記入すること

2.1.3. 〈B. 実施計画書〉

B-1 別紙 1 実施計画書

- 実際に補助事業を行う内容に基づき、記入すること
- 「太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値」「パワーコンディショナーの定格出力」「蓄電容量」「定格出力」などの欄には仕様書で確認できる数値を記入すること ※仕様書から誤って転記しているミスが多いので要注意。「パワーコンディショナーの定格出力」の欄に、実際に設定する「力率」に基づく「定格出力」とは異なる数値を記入しているミスが散見されるので注意すること（補助金の額に影響する）
- 数値を記入する箇所は B-2・3・4・5 などと整合していることを十分確認すること ※書類の作成途中で B-2・3・4・5などを修正したものの、B-1を修正し忘れていたミスが多いので要注意

B-1-1 商業登記簿謄本

- 代表申請者・共同申請者・共同事業者、それぞれの商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書とすること。申請時に発行から 6 か月以内のものであり、

その後、記載内容（代表者など）に変更が生じていないこと）を添付すること（コピーでも可）

- 地方公共団体や個人は提出不要

B-1-2 補助対象設備を設置する土地および建物の登記簿謄本等

- 補助対象設備を設置する土地および建物の登記簿謄本（全部事項証明書とすること。申請時に発行から 6 か月以内のものであり、その後、記載内容（所有者など）に変更が生じていないこと）を添付すること（コピーでも可）。補助対象設備を設置する部分の土地および建物の登記簿謄本を全て提出すること（屋根に設置する場合でも、設置部分の土地の登記簿謄本は提出が必要） ※所有者の不明な土地・建物の申請は不可
- 同一敷地内であっても、補助対象設備を設置しない土地・建物部分の登記簿謄本は提出しなくてもよい（例：補助対象設備を建物のみを設置する場合、駐車場部分の書類は省略可）
- 【建物登記をしておらず、建物の登記簿謄本を提出できない場合】固定資産評価証明書など、建物の所在地や所有者が確認できる書類を提出すること
- 【新築の建物で申請の段階で完成していない場合】建築工事の契約書（原契約書）の写しなど、建物の所在地や所有者が確認できる書類を提出すること
- 【公共施設の場合】固定資産台帳など、地方公共団体が土地および建物の所有者であることが確認できる書類を提出すること

B-1-3 【需要家が補助対象設備を設置する土地・建物の所有者でない場合】賃貸借契約書等

- 需要家が土地・建物の登記簿謄本等に記載された所有者と締結した土地・建物の賃貸借契約書等を提出すること（例えば、建物は需要家が所有し、土地は賃貸借契約を締結している場合、土地および建物の登記簿謄本等 (B-1-2) に加えて、土地の所有者と需要家が締結した賃貸借契約書等を提出すること）
- 【親会社などが土地・建物を所有するなどして、需要家と賃貸借契約書等を交わしていない場合】賃貸借契約書等の代わりとして、補助対象設備の法定耐用年数期間において土地・建物の使用に問題がないことを確認できる書類（様式任意。「補助対象設備の設置場所についての契約更新等の確約書」(B-1-4) の様式を参考にすること）を土地・建物の所有者（親会社など）の名義で作成し、添付すること

B-1-4 【需要家が補助対象設備を設置する土地・建物の所有者でない場合で、賃貸借契約書等に記載された契約期間が補助対象設備の法定耐用年数期間に満たない場合】補助対象設備の設置場所についての契約更新等の確約書

- 補助対象設備を法定耐用年数期間（発電設備としての太陽光発電設備は 17 年間）、確実に使用する旨（契約の延長などの具体的な措置や契約を更新しなかったときの補助金の返還など）を記載した確約書を補助金の代表申請者の名義で作成し、提出すること
- 【押印を省略する場合】押印省略の代替措置として、「本件責任者および担当者の氏名、連絡先等」には確約する者（代表申請者）の情報を記入すること

B-1-5 【補助対象設備の所有者と土地・建物の所有者が異なる場合】設備設置等承諾書

- 補助対象設備の法定耐用年数期間の設置および使用に問題がないことを確認できるものとして、土地・建物の所有者の名義で作成した「設備設置等承諾書」を提出すること。複数の権利者によって所有されている場合、補助対象設備を設置する部分の土地および建物の所有者全員の「設備設置等承諾書」を提出すること
- ただし、補助対象設備を建物の屋根などに設置し、地面には設置しない場合、土地の所有者からの「設備設置等承諾書」は省略することができる。
- 補助対象設備を土地（施設内の空き地など）に設置し（野立て）、建物には設置しない場合、建物の所有者からの「設備設置等承諾書」は省略することができる。
- 【押印を省略する場合】押印省略の代替措置として、「本件責任者および担当者の氏名、連絡先等」には承諾者の情報を記入すること

B-2 導入量算出表

- 記入する数値などが根拠資料と整合していることを十分確認すること ※根拠資料と異なる数値を記入しているミスが多いので要注意
- 対象施設で自家消費できる電力量の分析が不正確で費用効率性などが悪化した場合、補助金の交付が取り消しとなる可能性があるため、十分精査した上で記入すること
- 〈特定負荷表〉には補助対象設備で稼働させられる停電時に必要な機器をリストアップし（原則として、対象施設で停電時に使用することを想定している具体的な機器を記入すること。一般的な想定やコンセントの出力を記入することは不可）、記入した数値などが B-3 と整合していること（B-3 は〈特定負荷表〉を系統別に分解したもの）

B-2-1 「施設全体の年間使用電力量」(1-c) の根拠資料

- 直近 1 年間、または 3 年間の平均の対象施設の年間使用電力量 [kWh] および年間使用電力料 [円] の根拠資料（電気料金の請求書の写しなど）を添付し、Excel ファイルで集計表を作成すること（年間使用電力料 [円] は (1-c) には関係ないが、この資料は B-4 (A')(A'') の根拠資料にもなる）。対象施設以外の施設の使用電力量を絶対に記入しないこと
- 【新築などで直近 1 年間の年間使用電力量のデータが無い場合】年間使用電力量 [kWh] および年間使用電力料 [円] の合理的な算定根拠を示す資料を作成すること ※施設の実際の稼働状況が分からない段階で過大な想定をすることは不可。Q&A も参照のこと

B-2-2 「初年度の年間推定発電量」(4-e) の根拠資料

- 太陽光発電設備の年間推定発電量のシミュレーション結果を添付すること ※対象施設において太陽光をさえぎる障害物の影響（太陽光パネルに影が入る時間帯があると、一般的に発電量が大きく低下する）が考慮されていなかったり、導入する太陽光パネルの kW 数と異なる数値のシミュレーション結果が添付されていたりするミスが散見されるので注意すること。対象施設に設置できる太陽光パネルの枚数を衛星写真だけで判断するのではなく、現場調査を行った上で判断すること（採択後に太陽光パネルの枚数など

に変更が生じないようにすること)

- 太陽光発電設備の年間推定発電量のシミュレーション結果に 2 年目以降の発電予想量が記載されていて様式の算定式と異なる場合や消費電力に合わせて発電電力を自動制御するシステムを導入する場合などは、様式の Excel ファイルの「シートの保護」を解除して (4-f) の計算式を削除して手入力するなどして様式に記入した数値を根拠資料と整合させた上で、根拠資料に記載された数値の計算式を明示した資料を提出すること ※PDF ファイルのみで計算式が確認できず、数字の根拠が分からない申請は不可。30 分データを根拠資料にする場合を含め、自家消費できる電力量や余剰電力量の算出式が分かる Excel ファイルを提出するなどして、第三者にも様式に記入した数値の根拠が分かるようにすること。消費電力に合わせて発電電力を自動制御するシステムを導入する場合は、30分データとシミュレーション結果を比較するなどして (4-e・f) を算定し、その上で (4-f) の数値を (4-g) に転記することが考えられる。

B-2-3 「対象施設で自家消費できる見込みの電力量」(4-g) の根拠資料

- 対象施設の稼働日数 (1-a・b) を踏まえた数値であること。例えば「1 週間の稼働日数」(1-a) が「5 日/週」などで出力制御を行わないにも関わらず、「(4-a) と (4-b) の規模における法定耐用年数期間の平均の年間推定発電量の自家消費率」(4-i) に「100%」などと表示された申請が散見されるので注意すること。土日の消費電力が平日よりも少ない場合、土日に余剰電力が発生する可能性がある。
- 自家消費できない発電量を (4-g) に加えないこと ※事前の分析やシステムの構成に問題があると、頻繁に RPR (逆電力継電器) が作動してパワーコンディショナーが停止するなどして太陽光発電設備の発電電力量の実績値が計画値を大幅に下回る恐れがある。消費電力の少ない時間帯 (昼休みなど) や日 (土日祝日など) や時期 (お盆、年末年始など) がある場合は要注意

B-3 太陽光発電設備 系統別リスト

- B-3 は B-2 の〈特定負荷表〉を系統別に分解したもの。B-2 と整合した内容を記入すること
- 記入する内容が B-7 「導入機器の仕様書」や C-2 「経費内訳表」などで確認できるものであること ※仕様書や見積書と異なる数値などを記入しているミスが多いので要注意
- 記入する内容が B-8 「単線結線図」と整合していること ※様式に記入した太陽光パネルやパワーコンディショナーの数量や出力 [kW]、定置用蓄電池の数量や定格容量 [kWh]、特定負荷などが単線結線図と整合していないミスが多いので要注意

B-4 ランニングコスト削減額計算表

- 記入する数値などが根拠資料と整合していることを十分確認すること ※根拠資料で確認できない数値などを記入しているミスが多いので要注意
- 【設備の保守管理業務を外部に委託する場合】(D) の根拠として保守管理業務の見積書などを添付すること

B-5 CO2削減量等計算表

- 「法定耐用年数期間における平均の費用効率性（定置用蓄電池を除く）」(J) が 32,000 [円/t-CO2] 以下であり、【費用効率性判定】に"○"と表示されていることを確認すること

B-6 事業の実施スケジュール

- 補助事業の審査に必要な期間（①応募申請書の審査期間：公募締め切り日から約 2 か月、②交付申請書の審査期間：申請書を提出してから約 1 か月、③完了実績報告書の提出期限：補助事業が完了した日から起算して 30 日を経過した日または 2023 年 1 月 13 日まで）を見込み、補助事業の実施期限（2022 年 12 月 28 日）までに補助事業が完了する計画になっていること
- 【新築の建物の場合】建築工事の工程表を添付し、補助事業の実施期限（2022 年 12 月 28 日）までに補助事業が完了することを示すこと

B-7 導入機器の仕様書

- 太陽光パネル、パワーコンディショナー、計測機器、【含まれる場合：変圧器（トランス）、管理ソフト、定置用蓄電池、車載型蓄電池、充放電設備】の仕様書は必ず添付し、仕様書を添付した機器の一覧表を作成すること ※一覧表の作成漏れが多いので要注意
- 添付した仕様書のうち、様式に記入した数値などは赤枠で囲うかマーカーを塗るなどして、根拠を明示すること ※仕様書と異なる数値を様式に記入しているミスが多いので要注意

B-8 単線結線図

- 導入する太陽光発電設備の系統ごとの太陽光パネルの出力 [kW]、パワーコンディショナーの定格出力 [kW] を図面に明記すること。太陽光発電設備の出力が系統ごとに図示されていないものは不可 ※図面に記載された太陽光パネルの枚数・kW 数などが B-2・3・C-2 などと整合していないミスが多いので要注意。資料によって数値が異なると、どれが正しい数値なのか分からず、審査を行えない場合がある。
- 停電時に使用できる機器（特定負荷）や非常用コンセントを図面上で明示し、B-3 に記入した内容と整合していることを確認した上で提出すること

B-9 事業の実施体制表

- 公募要領「1. 対象となる事業」に記載された事項を満たすものであること。Q&A や様式の記入例も確認すること
- 契約形態について、利益等排除および商取引上の問題がないものであること
- 【「オンサイト PPA モデル」または「ファイナンスリース契約」の申請で、補助事業を 2 者以上で実施する場合】交付規程第 3 条第 3 項に基づき、共同申請者がいる場合は「二号」、それ以外の場合は「一号」で申請すること

B-10 対象施設の地図

- 対象施設の地図を提出すること（Google Mapsなどで可）。地図の横に対象施設の住所を都道府県名から番地まで記載し、インターネットで検索して確認できるようにすること
※住所は正確に記載すること。他の施設の住所を記入しないこと

B-11 対象施設の外観写真

- 対象施設の外観写真を「敷地の入り口から撮影した写真」「補助対象設備を設置する建物を地上から撮影した写真」を必ず含め、数枚提出すること
- 【建設途中の建物の場合】申請時点での建築の状況が分かる写真を数枚提出すること

B-12 補助対象設備の設置場所の写真

- 太陽光パネル、パワーコンディショナー、計測機器、【含まれる場合：変圧器（トランス）、キュービクル（既設の場合、扉を開けた写真も必要）、定置用蓄電池、充放電設備】の設置場所を写真上、図面上に赤枠などで図示すること
- 衛星写真は古い情報のことがある（撮影後に機器が設置されるなどして、補助対象設備が設置できないことがある）ため、申請前に必ず現場調査を行い、屋根の形状（取り付けられる金具の有無など）、建物の耐荷重、防水工事の必要性の有無（太陽光パネルの設置工事により雨漏りが生じないか）などを検討した上で設置場所を決定すること
- 太陽光パネルの設置場所の周辺に影になる障害物（高い建物、樹木、エアコンの室外機、フェンス、パラペットなど）が無いが、よく確認すること。太陽光パネルにわずかな影が入るだけでも発電量が大きく低下する場合がある。
- 太陽光パネルの反射光による周辺施設への影響について事前に十分確認し、施設の所有者などとトラブルにならないようにすること

2.1.4. 〈C. 経費関係書類〉

C-1 別紙2 経費内訳

- 「(1) 総事業費」は C-3「見積書」の税抜の総額と一致していること
- 「(5) 基準額」は補助事業の区分（需要家との契約形態）や設備の規模に応じた、正しい金額を算定すること

C-2 経費内訳表

- C-3「見積書」と整合した内容を記入すること ※見積書からC-2への転記ミスが多いので要注意。C-2には「一式」としてまとめて記入するのではなく、見積書の内訳どおりに一行ずつ記入すること。まとめて記入されていると、補助対象外経費が含まれているときに、どの項目を補助対象外経費として記入したのか分からないことがある。
- Q&Aを参照の上、補助対象経費と補助対象外経費を適切に区別して記入すること。原則として補助対象経費で導入する設備などで補助事業が成立する必要がある、費用効率性や目標価格を本来の数値より良くするために補助対象経費にすべき項目を補助対象外経

費にした申請は認められない（例えば、太陽光パネルとパワーコンディショナーのみを補助対象経費とし、工事費などを補助対象外経費として申請することは不可）。

- CO2削減量の実績値の把握に必要な電力の「計測機器」は補助対象経費とすること
- 太陽光発電設備の発電量のコントロールに必要な「出力制御装置」は補助対象経費とすること（通信費は補助対象外）
- 消費税を計上しないこと
- 出精値引きの項目を作らないこと。出精値引きの項目があると、機器などの正確な単価が分からなくなるため、個々の項目に金額を振り分けること
- 別表第2の「1 区分」「2 費目」「3 細分」「4 内容」に基づき、「材料費」「労務費」「共通仮設費」「現場管理費」「一般管理費」などの項目に記入すること。物品については、設置費用などが別途計上されている場合は「材料費」、設置費用などが含まれる場合は「設備費」に分類すること ※様式の「共通仮設費」「現場管理費」「一般管理費」などの名称は別表第2と対応しているため、変更しないこと。別表第2を踏まえ、適切な項目に金額を振り分けて記入すること

C-3 見積書

- 金額の内訳（単価・数量）が分かる見積書を漏れなく添付すること
 - 見積もり依頼時に本公募要領を販売事業者や工事会社などに必ず提示し、次の①～⑨を全て満たす見積書を取得すること。取得後に漏れや誤りが発覚した場合は、販売事業者や工事会社などに該当箇所を伝え、見積書を取得し直すこと。その場合でも、公募締め切り後の書類の差し替えは認められない。
- ① 宛名（見積書の提出先）：見積書に記載された宛名（提出先）が B-9「事業の実施体制表」に記載された補助対象設備の発注者であること ※宛名が空欄のものや発注者でないものは不可
 - ② 設置場所：見積書に補助対象設備の設置場所（施設の名称、住所など）が記載されていること
 - ③ 作成年月日：原則として、本公募要領の公開日以降に作成されたものであること
 - ④ 見積書の有効期限：申請の時点で有効期限内のものであること ※Q&Aも参照のこと
 - ⑤ 納期：補助対象設備の引き渡しと支払いが2022年12月28日までにできるものであること
 - ⑥ 支払い条件：契約総額に対する支払いの条件が明記され、原則として銀行振込であること。支払手形による場合は、2022年12月28日までに現金化され、その旨が見積書に明記されている必要がある。
 - ⑦ 発注する機器などの項目：発注する機器などについて「メーカー名」「製品名」「型番」「数量」「単価」などが正確に記載されていること ※型番などの数字や記号が製品カタログや仕様書と一致しているか、よく確認すること。数値や記号などが異なるミスが多いので要注意。転記ミスの無いよう、一字一句確認すること ※大まかな項目のみで

「一式」と記載されていると、具体的に導入する設備などが分からず、審査を行えない場合がある。

- ⑧ 出精値引きの項目：原則として出精値引きの項目は作らず、値引き後の金額を記載すること。やむを得ず出精値引きの項目を作る場合は、どの項目に対する値引きかを明示し、項目ごとに値引き後の金額が分かるようにすること
- ⑨ 【定置用蓄電池を補助対象設備として導入する場合】工事費や諸経費などについて、太陽光発電設備と経費を明確に切り分け、定置用蓄電池の設置に必要な金額を明示すること ※定置用蓄電池の目標価格をクリアするために、工事費や諸経費などを太陽光発電設備のみに計上し、定置用蓄電池の本体価格などしか定置用蓄電池の補助対象経費に計上しない申請は認められない。
- 見積書の項目や金額が C-2「経費内訳表」に正しく転記されていることをよく確認すること。見積書の項目をまとめて「一式」として C-2 に転記しないこと
- 契約の相手方を選定した（する）過程が分かる書類として、原則として同一の条件（メーカーの違いなどによる多少の性能差があることは可）で 3 社以上の見積書を取得し、見積もり合わせを行った全ての見積書を添付した上で、最低価格の見積書を「経費内訳表」の根拠資料とすること。契約の相手方を選定するにあたっては、原則として競争原理が働く手続きによらなければならない。 ※Q&A も参照のこと
- 【見積もり合わせを実施しない場合】採用する見積書を添付した上で、随意契約理由書（様式任意）を作成すること。見積もり合わせを行わない理由を数字や固有名詞を盛り込み、第三者にも確認できる事実をベースにして記載すること。理由によっては見積もり合わせを実施しないことが認められず、3 社以上の見積書の取得を求める場合がある。
- 【太陽光発電設備をキュービクルに接続する場合】既設のキュービクルを確認し、キュービクルを新規に設置する必要があるかどうかを検討した上で見積書を取得すること

C-4 補助事業に係る消費税仕入税額控除の取り扱いチェックリスト

- デフォルト（最初の状態）から変更しないこと

C-5 資金計画書

- 補助事業の発注に必要な資金調達に問題がないことを示すこと
- 補助対象設備を担保とした資金調達は認められない。銀行などから融資を受ける場合、あらかじめ交付規程などを提示してその旨を伝えること
- 【「オンサイト PPA モデル」でリースバックを実施するなどして、PPA 事業者にとってリース事業者が資金調達先となる場合】リース事業者の情報を「外部からの資金調達」の欄に記入すること

2.1.5. <D. その他資料>

D-1 会社概要

- 代表申請者・共同申請者・共同事業者、それぞれの概要が分かるパンフレットなどを添付し、様式に記入する「法人の名称」「業種」「資本金」「従業員数」などが確認できる箇所を赤枠で囲うかマーカーを引くなどして明示すること。B-1-1「商業登記簿謄本」の記載内容と一致していること
- 【会社のパンフレットなどが存在しない場合】様式に記入する情報の根拠を確認できるものであれば、公式ウェブサイトなどのコピーでも可
- 地方公共団体や個人は提出不要。個人事業主、地方公共団体、個人は様式 D-1 には該当する項目のみ記入すること

D-2 定款

- 代表申請者・共同申請者・共同事業者、それぞれの定款を提出すること。原則として、原本証明されたものであること

D-3 財務諸表等

- 代表申請者・共同申請者・共同事業者、それぞれの申請企業の単体ベースの直近の 3 決算期の貸借対照表と損益計算書を法人名が記載された表紙をつけて提出すること（連結財務諸表の提出は必要ない）。申請時に「法人の設立から 1 会計年度を経過していない場合」は申請年度の事業計画書と収支予算書、「法人の設立から 1 会計年度を経過し、3 会計年度を経過していない場合」は直近の 1~2 決算期（提出できる全ての期間）に関する貸借対照表と損益計算書を提出すること
- 【代表申請者・共同申請者・共同事業者のいずれかにおいて、直近の決算期において債務超過の場合や貸借対照表と損益計算書を提出する全ての期間において当期純利益が赤字の場合】事業継続性を担保できる措置を講じること。その確証となるものとして、①債務超過や当期純利益の赤字が解消されていることが分かる書面か、②関連企業などによる事業継続の一切を保証する連帯保証を証する書面（民法など、法律上有効であるもの）および連帯保証をする法人などの単体ベースの直近の 3 決算期の貸借対照表と損益計算書を提出すること。該当する場合は事前に機構に相談すること
- 貸借対照表、損益計算書から様式 D-1 に正確に転記すること。様式に記入した箇所を赤枠で囲うかマーカーを引くなどして明示すること ※D-1 への転記ミスが多いので要注意
- 【個人事業主の場合】直近 3 年間の確定申告書 B（マイナンバー部分を必ず黒塗りにすること）および所得税青色申告決算書の写しを提出すること。電子申告を行った場合は、国税電子申告・納税システム（e-Tax）で確認できる受信結果（受信通知）のスクリーンショットを併せて提出すること
- 【個人の場合】直近 3 年間の源泉徴収票の写しや通帳（オモテ面および通帳を開いた 1~2 ページ目を必ず含めること）の写しなど、直近 3 年間の所得などが確認できるもの

を提出すること

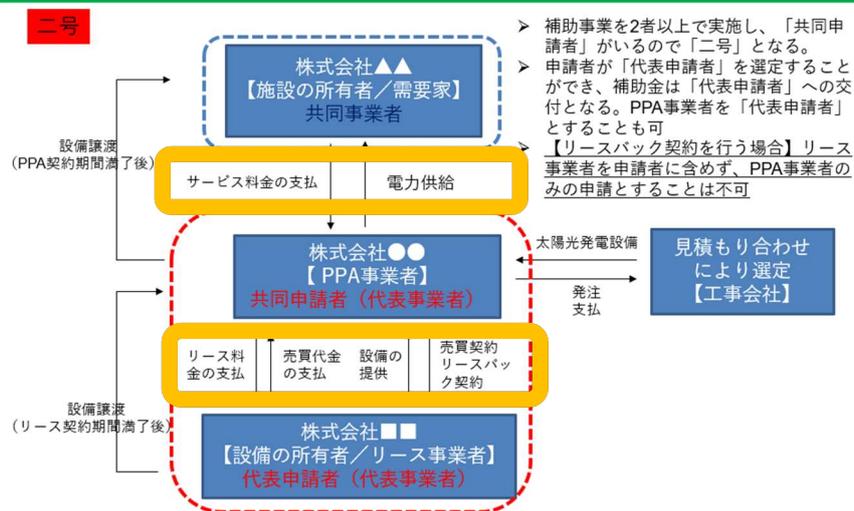
D-4 暴力団排除に関する誓約事項

- 代表申請者・共同申請者・共同事業者、それぞれについて提出すること
- 【押印を省略する場合】押印省略の代替措置として、「本件責任者および担当者の氏名、連絡先等」には各書類の誓約者と対応した情報を記入すること

D-5 【「オンサイト PPA モデル」「ファイナンスリース契約」の場合】契約関係資料

- 契約内容が補助事業の事業要件などを満たすことが確認できる書類として、B-9「事業の実施体制表」に含まれる各事業者間の PPA 契約やファイナンスリース契約についての契約書や覚書などの契約関係資料（（案）のものでも可）を全て提出すること。契約関係資料が提出されず、契約内容が不明だと審査が行えない。 ※「オンサイト PPA モデル」においてリース事業者が申請者に含まれる場合、リース事業者との契約書や覚書などの提出漏れが多いので注意すること。例えば下記の実施体制表の場合、「需要家と PPA 事業者との契約関係資料」および「PPA 事業者とリース事業者との契約関係資料」をそれぞれ（オレンジ色部分）提出すること
- 契約書や覚書などの契約関係資料の内容は、申請の時点で基本的に合意ができているものであること。採択後に契約内容の合意が得られずに辞退となることが無いようにすること
- 販売事業者や工事会社などへの発注に関する契約書（案）などの提出は必要ない。

事業の実施体制表 ※「オンサイト PPA モデル」で太陽光発電設備を導入、リースバック契約



D-6 【「オンサイト PPA モデル」「ファイナンスリース契約」の場合】料金設定根拠

- 【「オンサイト PPA モデル」による申請の場合】需要家と PPA 事業者との契約において、補助金額の 5 分の 4 以上がサービス料金の低減等により需要家に還元されるものであること ※事業完了後、需要家への還元方法の妥当性や還元額などについて、環境省や会計検査院の調査、検査が実施される可能性があるため、根拠資料や還元額が確認できる資料を確実に整えていくこと

- 【「ファイナンスリース契約」による申請の場合】 需要家とリース事業者との契約において、リース料から補助金相当分が減額されることを証明できる書類（補助金がない場合とある場合のそれぞれについてのリース料の基本金額（元本）、金利、手数料、保険料、税金などを明示する書類）を提出すること

D-7 その他の資料

- 【需要家への請求業務を外部に委託する場合】 請求業務の見積書や契約書（案）など、契約の具体的な内容が分かる資料を添付すること
- 【公共施設の申請の場合】 地方公共団体が実施した一般競争入札、指名競争入札、公募型プロポーザル方式などにより選定された事業者であることが確認できる書類を添付すること。公募などにより選定されていない事業者の申請は原則として審査の対象外とする。
- A-1～D-6 に該当しない資料があれば、添付すること。該当する資料が無ければ、添付不要

2.1.6. 関連資料

- 『JIS C 8955:2017 太陽電池アレイ用支持物の設計用荷重算出方法』（日本産業規格）…太陽電池アレイを構築する支持物の許容応力度設計のための荷重（固定荷重、風圧荷重、積雪荷重、地震荷重）の算出方法などについて規定されている。
- 『建築設備耐震設計・施工指針 2014年版』（監修：独立行政法人建築研究所）…アンカーボルトの施工や定置用蓄電池などの耐震クラスの考え方などが示されている。
- 『太陽光発電設備に係る防火安全対策の指導基準』（東京消防庁 2014年）…消防隊員が活用する施設周囲への設置抑制や太陽光パネルの屋根への設置方法などについての基準が示されている。
<https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/hp-yobouka/sun/shidoukijun.html>
- 『太陽光発電システムの反射光トラブル防止について』（一般社団法人 太陽光発電協会 2010年）…太陽光パネルの反射光の方向などについて解説されている。
https://www.jpea.gr.jp/wp-content/themes/jpea/pdf/revention_reflection.pdf
- 『太陽光発電の直流電気安全のための手引きと技術情報（第2版）』（国立研究開発法人 産業技術総合研究所 2019年4月）…太陽光発電システムの安全確保のための機器の選定方法や点検項目などについて解説されている。
[https://unit.aist.go.jp/rpd-envene/PV/ja/service/PV_Electrical_Safety/Technical_Information_on_PV_Electrical_Safety2\(AIST2019\).pdf](https://unit.aist.go.jp/rpd-envene/PV/ja/service/PV_Electrical_Safety/Technical_Information_on_PV_Electrical_Safety2(AIST2019).pdf)
- 『太陽光発電の環境配慮ガイドライン』（環境省 令和2年3月）…発電事業者などにおける自主的な環境配慮の取り組みについての指針がまとめられている。例えば反射光について自主的に検討する際に、本ガイドラインで示されている影響の検討方法や対策を参考にするといった形で活用することができる。
<https://www.env.go.jp/press/files/jp/113712.pdf>

※完了実績報告書において、耐震、耐風などの基準を満たす施工がされたことを確認できる書類の提出を求める予定

※上記の関連資料は継続的に内容の検討が行われており、適宜改訂などが行われるため、最新の情報を参照すること

2.2. 提出方法

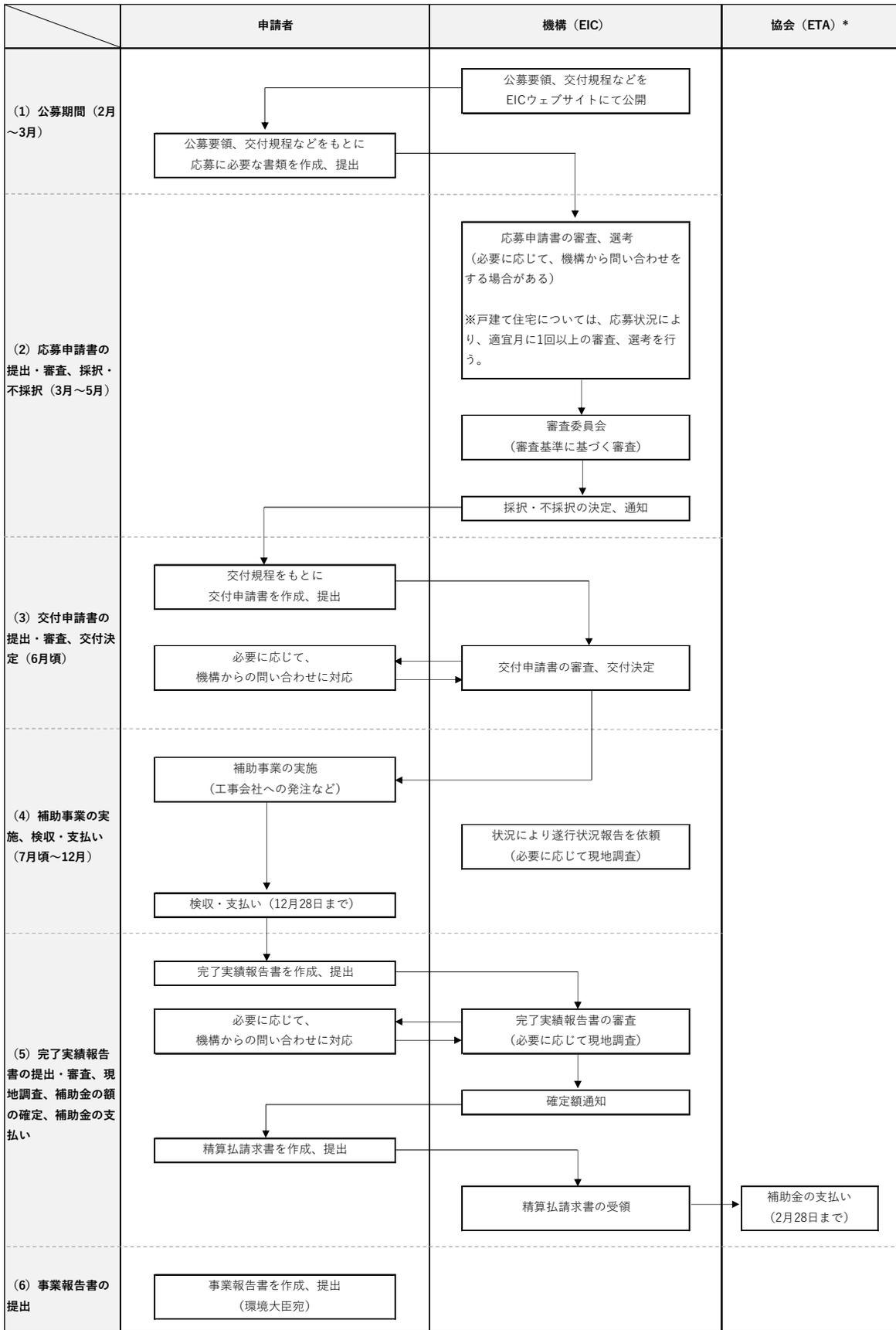
【電子メールのみ】

2.1 「応募に必要な書類」(Excel・PowerPoint・Word・PDF ファイル)を公募期間内(厳守)にメールアドレス：一般財団法人 環境イノベーション情報機構 supply@eic.or.jp に件名に【環境省補助金: ストレージパリティ_R3 五次公募・応募申請書】と付した上で送信すること

- ※ 審査の都合上、紙での提出は受け付けない。紙で提出された場合、審査の対象外とする。
- ※ 基本的に書類の不備や不足を機構からは指摘しないので、十分確認した上で提出すること
- ※ 送信するデータの容量に十分注意すること。機構のサーバーの都合上、1 メールあたり受信できる容量は 30MB を目安とする。
- ※ データの容量が多い場合は、オンラインストレージサービス（セキュリティが確保されたものであれば、受け付けられるサービスの種類に特段指定は無い）を利用するなどして提出すること
- ※ メールを分割して送信すると送信ミスが起こりやすいので推奨はしないが、分割して送信する場合はメールの件名に上記に加えて【 株式会社●●● 1/2】などと付して、添付漏れが無いことを十分確認した上で提出すること。パスワードを設定する場合は共通のものとする。大量のメールを受信すると組み合わせが分からないことがあるので、メールごとにパスワードを変えないこと。パスワードが分からず、ファイルが開けない場合、審査の対象外とする場合がある。
- ※ 機構でメールの受信が確認できない申請は審査の対象外とする。送信ミスには十分注意すること
- ※ 機構でメールを受信した時刻が締め切り日時を過ぎた申請は審査の対象外とする。送信したメールが受信されるまでの時間を見込み、十分な余裕を持って提出すること。締め切り間際にメールを送信するとミスが起こりやいので、遅くとも締め切りの 1 日前までに提出することが望ましい。分割してメールを送信する場合、最後のメールが締め切り日時までに機構で受信されるように提出すること。締め切り日時を過ぎてから分割して送信されたメールを受信した場合、そのメールの添付ファイルを審査の対象外とする場合がある。
- ※ メールを受信後、受信確認のメールを返信する予定（目安として 1～3 営業日以内）。メールの受信数が多い場合、返信に時間がかかる場合がある。締め切り日時までに受信確認のメールを受信したい場合は、締め切りの 1～3 営業日前までに提出すること。締め切り間際にメールが集中するので、受信確認の電話をかけないこと

3. 補助事業の流れ

3.1. 補助事業の全体スケジュール



※スケジュールは一例で、実際の状況により変更の可能性がある。

*補助金の支払いは一般社団法人 環境技術普及促進協会 (ETA) が実施する。

3.2. (1) 公募期間

令和3年度・五次公募：2022年2月2日（水）～2022年3月25日（金）正午まで

※ 同一の事業者が複数の施設を申請することは可

※ 過去に不採択になった施設を再度申請することは可

3.3. (2) 応募申請書の提出・審査、採択（内示）・不採択

機構は応募申請書を受理した後、申請の内容が本補助事業の目的にかない、公募要領や交付規程に記載された事業要件などを満たすものであるかを審査し、外部有識者などから構成される審査委員会での審査を経て、環境省と協議の上、予算の範囲内で採択を行い、審査結果を代表申請者に電子メールで通知する。その際、採択する事業者の名称、法人番号などを機構のウェブサイトで公表する予定。

応募申請書の審査期間は応募数によって前後するが、締め切り後、2か月程度を予定している。

具体的な審査基準は審査委員会にて決定されるが、審査のポイントは「応募申請書の審査における主な評価ポイント」の内容を想定している。

事業要件を満たす申請であったとしても申請内容によっては、条件を付す場合、補助金の額を減額する場合、不採択とする場合があるが、審査結果に対する意見には対応いたしかねる。そのことを了承した上で申請をすること。

3.4. (3) 交付申請書の提出・審査、交付決定（正式決定）

採択通知を受けた申請者は、交付規程に基づき交付申請書を提出する必要がある。

機構は提出された交付申請書の審査を行い（交付申請書を受理してから標準で30日程度）、申請内容が適当と認められたものについて交付の決定を行う。

3.5. (4) 補助事業の実施、検収・支払い

補助事業者は交付決定通知書を受理した後、補助事業を開始することができる。

交付の決定がされるまでに補助事業の実施に係る契約の締結に向けた準備行為（発注先の選定など）を行うことは認められるが、契約締結日が交付決定日より前の経費については補助対象経費として認められないので注意すること。交付決定日より前に発注、契約した経費を補助対象として申請することはできない。

契約の相手方を選定するにあたっては、原則として競争原理が働く手続きによらなければならない。原則として同一の条件（メーカーの違いなどによる多少の性能差があることは可）で3社以上の見積書を取得し、最低価格の見積書を根拠資料として発注、契約先を決定すること。

補助対象となる設備の設置にあたっては、各種法令、基準等を遵守して適切に行うこと。

導入する全ての補助対象設備の引き渡し（検収）と販売事業者や工事会社などに対する補助対象経費の全ての支払いを2022年12月28日までに完了させること。

3.6. (4') 補助事業の計画変更、代表者の変更など

事業を進める中で交付申請書の内容から変更点が生じた場合は、その時点で必ず機構に相談し、了承を得た上で事業を進めること。事前の相談無しに変更した場合、補助金を交付できない場合がある。補助事業の目的や事業要件に反する変更は認められない。変更の内容によっては、変更交付申請書または計画変更承認申請書を提出して機構の承認を受ける必要がある。

なお、補助事業の直接的な効果が分からなくなる可能性があるため、事業完了後に補助対象設備に太陽光パネルやパワーコンディショナーを増設することは基本的に認められない。そのことを理解した上で申請すること。

申請後に「代表者」「事業者の名称」「住所」などが変更となる場合、変更が生じた時点で機構に連絡をし、必要な手続きを確認すること。

3.7. (5) 完了実績報告書の提出・審査、現地調査、補助金の額の確定、補助金の支払い

補助事業者は、補助事業が完了した日（原則として販売事業者や工事会社などに対する補助対象経費の全ての支払いが完了した日）から起算して 30 日を経過した日または 2023 年 1 月 13 日のいずれか早い日までに、完了実績報告書を機構に提出しなければならない。

原則として、販売事業者や工事会社などへの支払いは銀行振込とすること。支払手形による場合は、契約書（注文書、注文請書）などで支払い方法が支払手形に指定されている必要があり、手形の支払い期日（複数の約束手形に分割して支払われる場合は、最も遅い日）が事業期間内であればならない。なお、回し手形による支払いは認められない。

機構は提出された完了実績報告書の審査を行い、補助事業の実施結果が本補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定して、交付額確定通知書を補助事業者に通知する。採択額≧交付決定額≧確定額となる。

なお、補助事業が適正かつ円滑に実施されているかを確認するため、補助事業の実施中または完了後に現地調査を行う場合がある。

補助事業者は機構から交付額確定通知書を受け取った後、機構に精算払請求書を速やかに提出すること。精算払請求書の提出後、機構から補助金の代表申請者に補助金を支払う。

3.8. (6) 事業報告書の提出

補助事業者は補助事業の完了の日の属する年度の終了後 3 年間の期間について、年度ごとに年度の終了後 30 日以内に当該補助事業による過去 1 年間（初年度は補助事業を完了した日から翌年度の 3 月末までの期間）の二酸化炭素削減効果等について、事業報告書を環境大臣に提出しなければならない。補助事業者はこの報告をした場合、その証拠となる書類を当該報告に係る年度の終了後 3 年間保存しなければならない。

事業報告書は当該事業の費用対効果、対象施設の利用状況などを含めたものとなる見込みである。

3.9. (6') 二酸化炭素削減効果等の把握および情報提供

補助事業の実施による二酸化炭素削減量、太陽光発電設備の発電量、蓄電池システムの運用状況、その他事業から得られた情報の提供を機構が求める場合がある。

補助事業者は、補助事業の完了後、環境省が実施する「エネルギー起源 CO2 排出削減技術評価・検証事業」において、取得財産等の稼働状況、管理状況および二酸化炭素削減効果その他補助事業の成果を検証するために必要な情報について、環境省（環境省から委託を受けた民間事業者を含む）から調査の要請があった場合には、当該調査に協力し、必要な情報を提供しなければならない。

4. 問い合わせ先

公募全般に対する問い合わせは、必ず電子メールを利用し、下記のとおり行うこと

※ 電話での問い合わせは受け付けていない。

※ 問い合わせにあたっては、質問の前提（具体的にどのような内容の申請を検討しているか）を詳細に記載し（質問の前提が分からないと、回答できない場合や正しい前提に基づく回答とは異なる回答になる場合がある）、公募要領やQ&Aを熟読した上で、「公募要領●ページについて」「Q&A問●について」など、具体的に質問箇所を挙げること

※ 質問の数が多い場合、回答に1週間程度かかることがある。基本的に1週間以内に回答しているが、1週間経っても返信が確認できない場合、メールが機構に届いていないか、返信したメールが迷惑メールに分類されていることなどが考えられる。回答が確認できない場合、改めて質問のメールを送ること

(1) 送付先メールアドレス：一般財団法人 環境イノベーション情報機構 supply@eic.or.jp

(2) 件名：【環境省補助金: ストレージパリティ 〈R3 五次公募〉】●●●について

(3) 本文：

1. 所属【法人の場合は必須・個人の場合は不要】：
2. 氏名（フルネーム）【必須】：
3. 連絡先の電話番号【必須】：
4. 質問の前提【必須】：
5. 質問の内容【必須】：

5. 別表第 1

| 1 間接補助事業 | 2 間接補助対象経費 | 3 基準額 | 4 交付額の算定方法 |
|---|---|---|--|
| <p>ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業（企業等の需要家の実情に応じて停電時にも必要な電力を供給できる機能を有した自家消費型太陽光発電設備や車載型蓄電池、定置用蓄電池等の導入を行う事業）</p> | <p>事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、設備費、業務費および事務費ならびにその必要な経費で補助事業者（執行団体が承認した経費（間接補助対象経費の内容については、別表第 2 に定めるものとする）</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽光発電設備 定額（4 万円/kW。ただし、オンサイト PPA モデルによる導入の場合は 5 万円/kW）および設置工事費相当額 定額（10 万円）を合算した額 ・ 定置用蓄電池（産業用） 定額（6 万円/kWh）、蓄電池部がリユースのものは定額（4.5 万円/kWh）および設置工事費相当額 定額（10 万円）を合算した額と第 2 欄に掲げる間接補助対象経費に 3 分の 1 を乗じて得た額とを比較して少ない方の額 ・ 定置用蓄電池（家庭用） 定額（2 万円/kWh）および設置工事費相当額 定額（10 万円）を合算した額と第 2 欄に掲げる間接補助対象経費に 5 分の 1 を乗じて得た額とを比較して少ない方の額 ・ 車載型蓄電池 定額（蓄電容量 (kWh)×1/2×2 万円。令和 3 年度 CEV 補助金の「銘柄ごとの補助金交付額」を上限額とする） ・ 充放電設備 2 分の 1（令和 3 年度 CEV 補助金の「銘柄ごとの補助金交付額」を上限額とする）および設置工事費 定額（上限額：1 基あたり産業・業務用 95 万円、家庭用 40 万円）を合算した額 | <p>ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。</p> <p>イ 第 2 欄に掲げる間接補助対象経費と第 3 欄に掲げる基準額（執行団体が必要と認めた額の方が少ない場合は、その額）とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとし、算出された額が 2 億円（上限額）を超えた場合は、2 億円を交付額とする。</p> |

6. 別表第2

| 1 区分 | 2 費目 | 3 細分 | 4 内容 |
|-------|---|---|--|
| 工事費 | 本工事費 | (直接工事費) 材料費 | 事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）などを参考の上、事業の実施の時期、地域の実態および他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること |
| | | 労務費 | 本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態および他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること |
| | | 直接経費 | 事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料および派出する技術者等に要する費用） ②水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料および用水使用料） ③機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く）） |
| | | (間接工事費) 共通仮設費 | ①事業を行うために直接必要な機械器具などの運搬、移動に要する費用 ②準備、後片付け整地などに要する費用 ③機械の設置撤去および仮道布設現道補修などに要する費用 ④技術管理に要する費用 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用 |
| | | 現場管理費 | 請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定すること |
| | | 一般管理費 | 請負業者が事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定すること |
| | 付帯工事費 | 本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること | |
| 機械器具費 | 事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事に用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕およ | | |

| 1 区分 | 2 費目 | 3 細分 | 4 内容 | | | | | | | | | | | | |
|------|---------------------------|------|---|---|----|---|---|-------------------|------|---|---------------------------|------|---|----------------|------|
| | | | び製作に要する経費をいう。 | | | | | | | | | | | | |
| | 測量及試験費 | | 事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理および試験に要する経費をいう。また、間接補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理および試験を行う場合においてこれに要する材料費、労務費、労務者保険料などの費用をいい、請負または委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理および試験を施工する場合には請負費または委託料の費用をいう。 | | | | | | | | | | | | |
| 設備費 | 設備費 | | 事業を行うために直接必要な設備および機器の購入ならびに購入物の運搬、調整、据付けなどに要する経費をいう。ただし、リユース蓄電池については蓄電池部を除く（他の費目・細分に計上した場合でも補助対象外）。 | | | | | | | | | | | | |
| 業務費 | 業務費 | | 事業を行うために直接必要な機器、設備またはシステム等に係る調査、設計、製作、試験および検証に要する経費をいう。また、間接補助事業者が直接、調査、設計、製作、試験および検証を行う場合においてこれに要する材料費、人件費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、請負または委託により調査、設計、製作、試験および検証を行う場合においては請負費または委託料の費用をいう。 | | | | | | | | | | | | |
| 事務費 | 事務費 | | <p>事業を行うために直接必要な事務に要する社会保険料、賃金、報酬・給料・職員手当（地方公共団体において会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費および備品購入費をいい、内容については別表第 3 に定めるものとする。</p> <p>事務費は、工事費、設備費および業務費の金額に対して、次の表の区分ごとに定められた率を乗じて得られた額の範囲内とする。</p> <table border="1" data-bbox="638 1563 1418 1751"> <thead> <tr> <th>号</th> <th>区分</th> <th>率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>5,000 万円以下の金額に対して</td> <td>6.5%</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>5,000 万円を超え 1 億円以下の金額に対して</td> <td>5.5%</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>1 億円を超える金額に対して</td> <td>4.5%</td> </tr> </tbody> </table> | 号 | 区分 | 率 | 1 | 5,000 万円以下の金額に対して | 6.5% | 2 | 5,000 万円を超え 1 億円以下の金額に対して | 5.5% | 3 | 1 億円を超える金額に対して | 4.5% |
| 号 | 区分 | 率 | | | | | | | | | | | | | |
| 1 | 5,000 万円以下の金額に対して | 6.5% | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | 5,000 万円を超え 1 億円以下の金額に対して | 5.5% | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 1 億円を超える金額に対して | 4.5% | | | | | | | | | | | | | |

7. 別表第3

| 1 区分 | 2 費目 | 3 細目 | 4 細分 | 5 内容 |
|------|------|---------------|-------|---|
| 事務費 | 事務費 | 社会保険料 | 社会保険料 | この費目から支弁される事務手続きのために必要な労務者に対する社会保険料と事業主負担保険料をいい、使途目的、人数、単価および金額が分かる資料を添付すること |
| | | 賃金・報酬・給料・職員手当 | | この費目から支弁される事務手続きのために必要な労務者に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数および金額が分かる資料を添付すること |
| | | 諸謝金 | | この費目から支弁される事務手続きのために必要な諸謝金をいい、目的、人数、単価、回数、回数が分かる資料を添付すること |
| | | 旅費 | | この費目から支弁される事務手続きのために必要な交通移動に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数および金額が分かる資料を添付すること |
| | | 需用費 | 印刷製本費 | この費目から支弁される事務手続きのために必要な設計用紙等印刷、写真焼付および図面焼増などに係る経費をいう。 |
| | | 役務費 | 通信運搬費 | この費目から支弁される事務手続きのために必要な郵便料等通信費をいう。 |
| | | 委託料 | | この費目から支弁される事務手続きのために必要な業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能または資格を必要とする業務に要する経費をいう。 |
| | | 使用料及賃借料 | | この費目から支弁される事務手続きのために必要な会議に係る会場使用料（借料）をいい、目的、回数および金額が分かる資料を添付すること |
| | | 消耗品費・備品購入費 | | この費目から支弁される事務手続きのために必要な事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費をいい、使途目的、品目、単価、数量および金額が分かる資料を添付すること |

8. 【補足】補助金に係る消費税等の仕入控除について

消費税の仕入税額控除は、仕入控除の対象とならない事業者（免税事業者等）で無い限り、課税対象消費税額（預かり消費税）から期間中に支払った消費税額（支払い消費税）を消費税の確定申告により控除できる制度である。

税制上、補助金は消費税の課税対象となる売上収入ではなく、特定収入となるため、事業者に消費税を含む補助金が交付された場合、補助金として受けた消費税も事業者の売上げに伴う預かり消費税の対象にはならない。

しかし、補助金として受け、補助事業において支払った消費税は、その全部または一部が支払い消費税の対象になるため、当該補助事業者は、自らが負担したわけではない補助金分の消費税についても、補助事業以外における支払い消費税と併せて仕入税額控除を受けることになる。

このため、補助金の交付決定または額の確定にあたっては、8.1の計算方法により補助対象経費から消費税および地方消費税等相当額（以下「消費税等相当額」という）を除外した補助金額を算定し、交付の決定または額の確定を行う。

ただし、8.2に掲げる者については、消費税等相当額を含む額で交付の決定または額の確定を行うことができることとする。

8.1. 補助対象経費区分ごとの計算方法

①人件費（労務費）

補助事業者に直接雇用等されている人件費は、課税仕入れとはならないため、消費税等相当額の除外は行わない。ただし、人材派遣などによる人件費は課税仕入れとなるため、消費税等相当額を除外する。

②事業費等

(i) 事業費等の大半は課税仕入れであることを踏まえ、経費の合計額に 100/110 を乗じて補助対象経費を算出することをもって消費税等相当額を除外する。

(ii) 事業費等に課税仕入れの対象外となる経費が含まれる場合、補助事業者の仕入税額控除の対象外であることを確認した上で、消費税等相当額を除外しないことができる。

③一般管理費

(i) 一定割合により算出する場合、①および②で算出された消費税等相当額を除外した対象経費に一定割合を乗じることをもって消費税等相当額を除外したものと見なす。

(ii) 積み上げにより積算する場合、② (i) 同様に一般管理費の合計額に 100/110 を乗じて補助対象経費を算出することをもって消費税等相当額を除外する。

8.2. 補助対象経費から消費税等相当額を除外しないことができる場合

次の場合については、消費税等相当額を除外することに伴い、自己負担額が増加するなどの理由により、補助事業の遂行に支障をきたす可能性が懸念される。

このため、交付決定時に次の各項目における確認事項を確認することおよび補助事業終了後に

は交付要綱に基づき消費税の確定申告に伴う報告書の提出などを求めることにより、消費税等相当額を含む額で交付の決定または額の確定を行うことができることとする。

(i) 消費税法第 5 条の規定により納税義務者とならない者

【確認事項】 納税義務者でないこと

(ii) 消費税法第 9 条第 1 項の規定により消費税を納める義務が免除される者

課税期間（個人事業者：暦年、法人：事業年度）の基準期間（個人事業者：その年の前々年、法人：その事業年度の前々事業年度）における課税売上高が 1,000 万円以下であり、課税事業者を選択していないこと

ただし、基準期間が 1 年でない法人の場合、原則として 1 年相当に換算した金額により判定する。また、新設された法人については、その事業年度の開始の日における資本金の額または出資の額が 1,000 万円以上でないこと

【確認事項】

①課税期間の基準期間における課税売上高が 1,000 万円以下であること※

②課税事業者を選択していないこと

③国の会計年度と事業年度などの相違により、補助事業年度途中において課税事業者になった場合、交付要綱に基づき消費税に係る仕入控除税額の報告を行うこと

※ただし、課税期間の基準期間における課税売上高が 1,000 万円以下の事業者であっても、特定期間における課税売上高が 1,000 万円を超える場合には、その年またはその事業年度における納税義務は免除されない。

④特定期間（個人事業者：前年 1 月 1 日～6 月 30 日、法人：原則として直前期の上半期）における課税売上高が 1,000 万円を超えないこと

(iii) 消費税法第 37 条第 1 項の規定により中小事業者の仕入に係る消費税額の控除の特例が適用される者

その課税期間の基準期間における課税売上高が 5,000 万円以下であり、簡易課税制度を選択していること

【確認事項】

①課税期間の基準期間における課税売上高が 5,000 万円以下であること

②消費税簡易課税制度選択届出書が提出されていること

③消費税簡易課税制度選択不適用届出書が提出されていないこと

④国の会計年度と事業年度等の相違により、補助事業年度途中において課税事業者になった場合、交付要綱に基づき消費税に係る仕入控除税額の報告を行うこと

(iv) 消費税法第 60 条第 4 項の規定により、国、地方公共団体等に対する仕入れに係る消費税額の控除の特例が適用される者

【確認事項】国の特別会計、地方公共団体の特別会計または消費税法別表 3 に掲げる法人（特例民法法人ならびに一般社団法人・一般財団法人および公益社団法人・公益財団法人、学校法人、社会福祉法人などを含む）に該当すること

(v) 消費税法第 60 条第 6 項の規定により国、地方公共団体の一般会計に係る業務の仕入れに係る消費税額の控除の特例が適用される者

【確認事項】国、地方公共団体の一般会計に係る補助事業であること

(vi) (i) から (v) 以外の者であって、特段の理由により、消費税仕入控除税額の報告および返還を選択する者

【注意事項】補助事業終了後、交付要綱に基づく消費税に係る仕入控除税額の報告を行うこと